

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	市民協働部 (財政援助団体：明治団地自治会)
監査の種類	平成30年度 財政援助団体監査 (30監第58号 平成31年1月25日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成31年4月11日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
施工業者に対し、支払予定額による領収書を発行させていた。	平成31年 4月11日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>施工業者に対し、支払予定額による領収書を発行させていた。</p> <p>※ LED型防犯灯への切替え事業において、補助事業等実績報告書の提出にあたり、施工業者に対し、請求金額の一部を支払った時点で、請求金額の全部（総支払予定額）での領収書を発行させていた。</p> <p style="text-align: right;">（明治団地自治会）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>補助対象団体が本補助金の交付を受けるにあたりましては、補助事業等実績報告書の他に領収書の写し等を提出しなければなりません。補助対象団体が自主財源の不足から代金のすべてを立替えられなかったことによります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘事項が発生した原因等につきまして、明治団地自治会より顛末書を提出させるとともに、自治会に対し、再発防止に向け、文書にて厳重指導を行いました。</p> <p>なお、再発防止と実態に即したより適切で適切な事務の執行を図るため、平成31年3月4日付けで「いわき市防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱」を改正し、実績報告の際、特に認める場合につきましては、領収書の写しの代わりに、納品書等事業の遂行が確認できる書類及び請求書の写しの提出でも可とすることとしました。</p>